

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成28年
3月31日
(木曜日)

目次

○告示
道路の区域の変更(道路整備課).....



山口県告示第百五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 妻崎開作小野田線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
山陽小野田市大字小野田字小野田九ノ割六九二三の一地先から同市大字西高泊字神田沖六三三の一地先まで及び	旧	最狭 一八・三〇	二、五九三・七	ダブルウェイ

山陽小野田市大字小野田字小野田九ノ割六九二三の一地先から同市大字西高泊字神田沖六三三の一地先まで及び	新	最狭 六一三・七二	一、五三三・三	終点の変更による。
--	---	--------------	---------	-----------

平成二十八年三月三十一日
印刷發行

發行所

山口県知事庁